

日弁連のホームページのアドレスは上記のとおりです。また、会員専用の「会員ページ」への登録をお願いします。理事会議事概要・各種「研修」のビデオライブラリーの他、様々な弁護士情報があります。

債務整理事件処理に関する指針の改正

2010年3月18日の理事会で、債務整理事件処理に関する指針の改正が承認された。

本指針は、2009年7月の理事会で承認され、債務整理事件処理の目的を債務者の経済的更生にあると定め、同事件処理を行う上で配慮すべきと思料される事項として「直接面談の原則」、「依頼の趣旨の尊重」、「過払金返還請求を受任する際の原則(過払金返還請求事件のみを受任することがないよう)」等を定めていた。

しかし、直接面談の原則の脱法と考えられるケースが報告されたこと、過払金回収を専ら行う広告による弁護士報酬に関わるトラブルが発生していること鑑み以下のとおり、指針を改正した。

直接かつ個別面談の原則

当該事件を処理する弁護士による個別の面談を求め、同時に多数の債務者に対する説明会を行うことは個別面談の原則の趣旨に反することから、そのようなことを行わないことを求めている。

弁護士費用及びその他の費用の説明等

債務整理事件を受任するに際して、弁護士費用やその他費用を具体例を用いて分かりやすく説明することや、委任契約書への弁護士費用の記載を具体的かつ分かりやすくすること心掛けることを求めている。

ご協力を！ 弁護士業務実態調査

当連合会は1980年から10年ごとに「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査」を行っています。前回の調査から10年が経過し、このたび、第4回目の調査を実施いたします。全国の会員の方々から調査対象者を無作為に抽出し、3月下旬に到着するように調査票をお送りしています。ご多忙中恐縮ですが、是非ともご協力下さいませようお願いいたします。

贖罪寄付は弁護士会へ！

ファックスニュースのバックナンバーは、日弁連HP会員ページ「速報・メルマガ」出版物「コーナー」で見ることができます。

民事法律扶助の告知

民事法律扶助制度の存在、委任者がその基準に該当するか否かの見直し、該当する場合の弁護士費用の負担(免除の可能性も含む)等について説明することを求めている。

債務整理事件取扱い広告

債務整理事件に関して広告する際には、弁護士費用を表示することや、専ら過払金回収を行う旨の広告を行うと不適切な事件処理を行わないよう心がけることを求めている。

債務整理事件処理、特に過払金返還請求事案で高額報酬を得ているとの事例も発生していることあり、各自の事件処理について本指針をふまえた事件処理を求めるものである。本指針に反する事案については、場合によっては、弁護士会から指導がなされることになる。

生活保護受給者対象

自己破産事件の予納金立替えが始まる！

民事法律扶助制度改革 給付制の実現に向けて 第2弾

4月1日から、民事法律扶助制度を利用した生活保護受給者に対して、20万円を限度として、自己破産事件の予納金が立て替えられることになった。

これまで、自己破産事件について、官報公告費用を含めて予納金は全て本人負担とされていた。

予納金は、各地の裁判所により差があるが、例えば、東京地裁の場合には、個人の少

★株式投資情報ブログ(日本インタビュー新聞社)に掲載されている当連合会に関する記事について

2010年3月19日付けで、標記ブログにおいて、「日弁連が債務整理に関する自主規制を明らかに！弁護士のマル適マークを実施」と題する記載がありますが、当連合会が債務整理に関する自主規制として、債務整理事件等を扱うことを許す弁護士の「マル適マーク」としての認定をする等の内容を検討している事実は一切ありませんのでお知らせします。

「誤判原因を究明する調査委員会」の設置を求め 日弁連意見書採択

足利事件再審公判で無罪判決が出された。布川事件の再審公判も近々開始される。えん罪をこれ以上繰り返さないためには、なぜ、えん罪が起こるのか、その原因を究明する公的な調査委員会を設置して、刑事司法の改善・改革につなげなければならない。

これまで、警察、検察による内部検証が行われたことはあったが、それでは不十分であり、刑事法、心理学などの学者、法律実務家、報道関係などの有識者からなる、独立した第三者機関を設置することは喫緊の課題であるとして、本意見書は、3月18日理事会で異議なく承認された。諸外国では、著名な誤判事件が発生した場合にその原因を究明し、制度改革に結びつける例が多く見られるが、日本では画期的な提案である。

3月4日に日弁連が開催した市民集会「えん罪はなぜ繰り返されるのか～第三者機関の設置など、誤判原因究明のための仕組みを考える」は、マスコミの注目も高く、立ち見の人あふれ、大変盛り上がった。調査委員会への設置に向けた具体的な取組みが求められている。

額管財手続で20万円程度であり、自己破産手続の利用を考える利用者にとっては、大きな負担となっていた。

4月1日以降は、自己破産事件に係る予納金を法テラスが立て替えることになり、多重債務に苦しむ生活保護受給者にとっては、新たな救済の道が開かれることになる。

今回の改正では、対象を生活保護受給者(援助開始決定後に生活保護受給者となった方を含む)に限っており、またその上限も20万円までとなる。その他の利用者については、これまでどおり予納金は本人負担となる。

また、今回の改正により、管財事件の予納金については、法テラスが直接予納するようになるため、申立の手続や事務上の手続が一部変更になる。なお、各地の裁判所により、予納金の納付時期等が異なることから、法テラスに

おける申立の手続や事務上の手続も各地によって異なることになる。詳細な手続等については、お近くの法テラス地方事務所までお問い合わせ願いたい。

利用者が援助終了時に生活保護受給中である場合、立替金は予納金分も含め、償還免除の対象となる。利用者にとっても利益となるので、是非とも積極的な活用をお願いしたい。